

島根県農地集積・集約化対策事業費補助金交付要綱

制定：平成26年3月20日付け農第1645号
最終改正：平成28年11月1日付け農第944号

(通則)

第1 島根県は、農地集積・集約化対策及び農地中間管理機構の事業推進に要する経費につき、予算の範囲内において、別表の補助事業者の欄に掲げる者（以下「補助事業者」という。）に補助金を交付するものとし、その交付に関しては、補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号。以下「規則」という。）、農地集積・集約化対策事業実施要綱（平成26年2月6日付け25経営第3139号農林水産事務次官依命通知（以下「実施要綱」という。）、農地集積・集約化対策事業費補助金交付要綱（平成26年2月6日付け25経営第3140号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）、農地売買等支援事業実施要綱（平成12年4月1日付け12構改B第320号農林水産事務次官依命通知。以下「売買支援実施要綱」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）及び農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「交付規則」という。）の定めによるほか、この要綱の定めるところによるものとする。

(交付の対象及び補助率)

第2 第1に規定する経費及びこれに対する補助率は、別表1から3までに定めるところによる。

(流用の禁止)

第3 次に掲げる流用をしてはならない。

- (1) 別表1から3までの区分の欄に掲げる事業の相互間における流用
- (2) 別表1の区分の欄に掲げる事業の相互間における流用
- (3) 別表1の区分の欄の2の経費の欄に掲げる(1)、(2)及び(3)の事業と(4)の事業の相互間における流用
- (4) 別表2の区分の欄に掲げる事業の相互間における流用
- (5) 別表3の区分の欄に掲げる事業の相互間における流用

(申請手続)

第4 補助事業者が規則第4条により島根県知事（以下「知事」という。）に提出する交付申請書の様式は、別記様式第1号のとおりとする。

2 補助事業者は、前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除

できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない補助事業者については、この限りでない。

(交付申請書の提出期限)

第5 規則第4条の規定による申請書の提出期限は、知事が別に定める日までとする。

(交付決定の通知)

第6 知事は、第4第1項の規定による交付申請書の提出があったときは、当該申請書の内容が当該事業の目的及び内容に照らし適正であるか等について審査の上、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに規則第5条の規定による交付の決定（以下「交付決定」という。）を行い、補助事業者に補助金交付決定の通知を行うものとする。

(事業の実施)

第7 補助事業者は、別表1から3までの区分の欄に掲げる事業の実施については、交付決定後に、事業に着手するものとする。

ただし、別表1、2及び3の区分の欄の1の経費の欄に掲げる事業については、その円滑な実施を図る上で、交付決定前に着手する場合にあっては、あらかじめ別記様式第2号により知事に届け出るものとする。

2 前項ただし書により交付決定前に着手する場合において、補助事業者は、事業の内容が的確となり、かつ、補助金の交付が確実となった場合に着手するものとする。

また、この場合において、補助事業者は、交付決定までのあらゆる損失等に対し自ら責任を負うものとする。

なお、補助事業者は、交付決定前に着手した場合には、別記様式第1号に着手年月日及び交付決定前着手届の文書番号を記載するものとする。

(計画変更、中止又は廃止の承認)

第8 補助事業者は、補助事業の内容を変更しようとするとき（第9に定める軽微な変更を除く。）には、規則第9条第1項の規定に基づき、別記様式第3号による変更承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 知事は、前項の承認をする場合において必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することがある。

(軽微な変更)

第9 軽微な変更とは、別表1から3までの重要な変更の欄に掲げる変更以外の変更とする。

(概算払の請求)

第10 据助事業者は、据助金の概算払を受けようとするときは、別記様式第4号による概算払請求書を作成し、知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項に規定する概算払請求書の提出があり、概算払することが適當であると認められるときは、地方自治法施行令第162条第3号の規定に基づき、概算払を行うものとする。

(事業遅延の届出)

第11 据助事業者は、據助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は據助事業の遂行が困難となった場合においては、據助事業が予定の期間内に完了しない理由又は據助事業の遂行が困難となった理由及び據助事業の遂行状況を記載した書類を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第12 据助事業者は、据助金の交付の決定があった年度の各四半期(第4・四半期を除く。)の末日現在において別記様式第5号により事業遂行状況報告書を作成し、当該四半期の最終月の翌月15日までに知事に提出しなければならない。ただし、別記様式第4号による概算払請求書をもってこれに代えることができるものとする。

(実績報告)

第13 据助事業者は、據助事業を完了したときは、規則第10条の規定に基づき、その日から1か月を経過した日又は翌年度の4月5日のいずれか早い日(据助金の全額が概算払により交付された場合は翌年度の5月10日)までに、別記様式第6号による実績報告書を知事に提出しなければならない。

2 第4第2項ただし書により、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでないまま交付の申請をした據助事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 第4第2項ただし書により、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでないまま交付の申請をした據助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額(前項の規定により減額した據助事業者については、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を別記様式第7号により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、據助事業者は、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又は当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合であっても、その状況等について、当該補助金の額の確定(適正化法第15条の規定による確定をいう。)の日の翌年5月30日までに、同様式により知事に報告しなければならない。

(補助金の経理)

第14 補助事業者は、補助事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入及び支出を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

2 補助事業者は、前項の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して、前項の帳簿とともに、補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間（実施要綱第3の2の補助事業に関連するものは10年間）整備保管しなければならない。

(契約等)

第15 市町村以外の補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般的の競争に付すことが困難又は不適当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。

2 市町村以外の補助事業者は、前項により契約しようとする場合は、当該契約に係る一般の競争、指名競争又は随意契約（以下「競争入札等」という。）に参加しようとする者に対し、別紙様式第9号による指名停止等に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはならない。

附 則（平成26年3月20日）

この通知は、平成26年3月20日から施行する。

附 則（平成26年5月23日）

1 この通知は、平成26年5月23日から施行する。

2 この通知による改正前の要綱に基づき、平成25年度までに実施した事業については、なお従前の例によるものとする。

3 この通知の施行に伴い、公益財団法人しまね農業振興公社補助金交付要綱（昭和48年11月7日制定）は廃止する。ただし、廃止前の同要綱により平成25年度までに実施した事業等については、なお従前の例によるものとする。

附 則（平成28年4月21日）

この通知は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年11月1日）

1 この通知は、平成28年10月11日から施行する。

2 この通知による改正前の要綱に基づき交付決定を受けた事業については、なお従前の例によるものとする。

別表1（第1、第2、第3、第7、第9、第10、第12及び第13関係）

区分	経費	補助率	補助事業者	重要な変更	
				経費の配分の変更	事業の内容の変更
1 農地中間管理機構事業	補助事業者が実施要綱第3の1に規定する次の事業に要する経費 (1)借受農地管理等業務	当該補助事業に要する経費の10/10以内	農地中間管理機構		事業の新設又は廃止
2 機構集積協力金交付事業	補助事業者が実施要綱第3の2に規定する次の事業に要する経費 (1)地域集積協力金交付事業 (2)経営転換協力金交付事業 (3)耕作者集積協力金交付事業 (4)機構集積協力金推進事業	当該補助事業に要する経費の10/10以内	市町村	(1)から(4)の経費の合計額の増及び30%を超える減	事業の新設又は廃止
3 農地情報公開システム等整備事業	農業委員会が実施要綱第3の3に規定する次の事業に要する経費 (2)農地台帳システム整備事業	定額	市町村		事業の新設又は廃止

別表2（第1、第2、第3、第7、第9、第10、第12及び第13関係）

区分	経 費	補助率	補助事業者	重 要 な 変 更	
				経費の配分の変更	事業の内容の変更
1 農地中間管理機構事業	補助事業者が実施要綱第3の1に規定する次に掲げる事業に要する経費 (3)農地中間管理事業等推進事業 イ 農地中間管理機構運営事業	定 額	農地中間管理機構	(3) イの経費の増及び30%を超える減	事業の新設又は廃止
2 機構集積支援事業	農業委員会及び島根県農業委員会ネットワーク機構が実施要綱第3の4に規定する次に掲げる事業に要する経費 (1)農地法に基づく事務の適正実施のための支援事業 (2)農地の有効利用を図るための支援事業 (3)広域的な農地利用調整活動等への支援事業	定 額	市 町 村 市 町 村 島根県農業委員会ネットワーク機構	経費の欄に掲げる(1)から(3)の事業の相互間における各経費の増及び30%を超える減	事業実施主体の変更 事業の新設又は廃止

別表3（第1、第2、第3、第7、第9、第10、第12及び第13関係）

区分	経費	補助率	補助事業者	重要な変更	
				経費の配分の変更	事業の内容の変更
1 農地中間管理機構事業	<p>補助事業者が売買支援実施要綱に規定する農地売買支援事業等に要する次の経費</p> <p>(1) 機構業務費 農地中間管理機構等が売買支援事業として行う農用地等の売買・賃貸等業務、農地売渡信託等事業として行う農用地等の信託引受・売渡等業務、農地貸付信託事業として行う農用地等の信託引受・貸付け事業等業務及び農地所有適格法人出資育成事業として行う農用地等の買入れ・出資等業務に要する次の経費</p> <p>ア 契約書及び許可申請書作成費 イ 契約書及び許可申請書等関係資料作成費 ウ 登記申請書 エ 登記関係証明書 オ 諸税 カ 金銭消費貸借契約費 キ 対価賃借料徴収支払関係費 ク 財産管理費 ケ 測量費 コ 通信費 サ 旅費 シ 資金回収事務費 ス 信託・出資検討会費 セ 農地管理業務費 ソ 委託契約印紙税 タ 連携強化活動費 農地中間管理機構等が行う農地中間管理機構事業の実施に關係する団体等との連携活動に要する経費</p>	当該補助事業に要する経費の10/10以内	農地中間管理機構等	(1) の経費の増及び30%を超える減	事業の新設又は廃止

2 農地保有合理化機能強化事業費	農地中間管理機構等の機能強化に要する経費	当該補助事業に要する経費の10/10以内	農地中間管理機構等	経費の増及び30%を超える減	事業の新設又は廃止
3 農地保有合理化体制強化事業費	農地中間管理機構等の業務運営体制の整備強化に要する経費	当該補助事業に要する経費の10/10以内	農地中間管理機構等	経費の増及び30%を超える減	事業の新設または廃止
4 事業推進強化費（業務費）	農地中間管理機構等が農地中間管理事業等の推進のため、県外で開催される会議、研修会等に出席するため必要とする経費	当該補助事業に要する経費の10/10以内	農地中間管理機構等	経費の増及び30%を超える減	事業の新設または廃止

(用語の定義)

※農地中間管理機構等：農地中間管理機構（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第2条第4項に規定する農地中間管理機構）及び旧農地保有合理化法人（農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律（平成25年法律第102号）附則第3条に規定する旧農地保有合理化法人）

※売買支援事業：売買支援実施要綱第4に規定する事業（5に規定する事業を除く。）

※島根県農業委員会ネットワーク機構：実施要綱別表1に定める都道府県農業委員会ネットワーク機構であって、島根県において指定されたもの

別記様式第1号（第4関係）（その1）

（別表1の区分の欄に掲げる事業を実施する場合）

平成 年度農地集積・集約化対策事業費補助金（○○○○）※交付申請書

番 号
年 月 日

島根県知事 殿

島根県農地中間管理機構の長

（○○市町村長）

氏 名

印

平成 年度において、下記のとおり事業を実施したいので、島根県農地集積・集約化対策事業費補助金交付要綱第4に基づき補助金 円の交付を申請する。

記

※（○○○○）には、別表1の区分の欄の該当する事業名を記載する。

1 事業の目的

2 事業の内容及び計画（実績）

3 経費の配分

区分	事業費 (A+B)	負担区分		備考
		国庫補助金 (A)	その他 (B)	
	円	円	円	
合計				

※ 区分の欄は、別表1の区分及び経費の欄の事業名を記載する。

4 事業完了予定期日（又は完了年月日） 平成 年 月 日

5 収支予算（精算）

(1) 収入の部

区分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備考
			増	減	
国庫補助金 その他の収入	円	円	円	円	
合計					

(2) 支出の部

区分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備考
			増	減	
	円	円	円	円	
合計					

※ 区分の欄は、別表1の区分及び経費の欄の事業名を記載する。

6 添付書類

市町村等の補助金交付規程又は要綱等

(注) 「2 事業の内容」欄の記載は、実施要綱第6の3の(1)に定める農地中間管理機構事業実施計画(別紙様式第1号)、同3の(2)に定める市町村機構集積協力金交付事業実施計画(別紙様式第3号)、同3の(3)に定める農地台帳システム整備事業実施計画(別紙様式第4号)又は第10の10の(1)に定める機構集積支援事業実施計画(別紙様式第13号)の写しをもってこれに代えることができるものとする。

別記様式第1号（第4関係）（その2）

(別表2の区分の欄に掲げる事業を実施する場合)

平成 年度農地集積・集約化対策事業費補助金（○○○○）※交付申請書

番 号
年 月 日

島根県知事 殿

島根県農地中間管理機構の長
(○○市町村長)
(島根県農業委員会ネットワーク機構の長)
氏 名 印

平成 年度において、下記のとおり事業を実施したいので、島根県農地集積・集約化対策事業費補助金交付要綱第4に基づき補助金 円の交付を申請する。

記

※（○○○○）には、別表2の区分の欄の該当する事業名を記載する。

1 事業の目的

2 事業の内容及び計画（実績）

3 経費の配分

別表2の区分の欄の1の経費の欄に掲げる事業を実施する場合

区分	補助事業に要する 経費 (又は補助事業に 要した経費) (A+B+C+D)	負担区分				備考
		国庫 補助金 (A)	都道府県 (B)	農地中間 管理機構 (C)	その他 (D)	
	円	円	円	円	円	
合 計						

(注) 備考欄には、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「減額した金額」を、同税額がない場合は「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。

別表2の区分の欄の2の経費の欄に掲げる事業を実施する場合

区分	補助事業に要する 経費 (又は補助事業に 要した経費) (A+B+C+D)	負担区分				備考
		国庫 補助金 (A)	都道府県 (B)	市町村 (C)	都道府県 農業会議 (D)	
	円	円	円	円	円	
合計						

(注) 備考欄には、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「減額した金額」を、同税額がない場合は「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。

※ 区分の欄は、別表2の区分及び経費の欄の事業名等を記載する。

4 事業完了予定年月日（又は完了年月日） 平成 年 月 日

5 収支予算（精算）

（1）収入の部

区分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備考
			増	減	
国庫補助金 その他の	円	円	円	円	
合計					

（2）支出の部

区分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備考
			増	減	
	円	円	円	円	
合計					

※ 区分の欄は、別表2の区分及び経費の欄の事業名等を記載する。

6 添付書類

- (1) 市町村等の補助金交付規程又は要綱等
- (2) 定款、寄附行為等及び收支予算（又は收支決算）
- (3) 事業の一部を委託して実施する場合は委託契約書の写し（実績報告書の場合に限る。）

（注）2の様式は、実施要綱第7の1及び第10の1の（1）に定める事業実施計画書、売買支援実施要綱第6の1に定める事業実施計画書に準ずる。

別記様式第1号（第4関係）（その3）

(別表3の経費の欄の1の区分の欄に掲げる事業を実施する場合)

平成 年度農地集積・集約化対策事業費補助金（〇〇〇〇）※交付申請書

番 号
年 月 日

島根県知事 殿

島根県農地中間管理機構の長

氏 名

印

平成 年度において、下記のとおり事業を実施したいので、島根県農地集積・集約化対策事業費補助金交付要綱第4に基づき補助金 円の交付を申請する。

記

※（〇〇〇〇）には、別表3の経費の欄の1の区分の欄に掲げる経費のうち該当する経費名を記載する。

1 事業の目的

(注) 別表3の経費の欄の1の区分の欄に掲げる経費ごとに記入すること。

2 事業の内容

(1) 機構業務・機構事業

ア 事業推進計画（又は実績）

(実施主体：)

区 分	回 数	員 数	備 考
1 契約書作成		部	
2 諸税		筆	金額 内訳
3 財産管理費			
(1)見回り	回	延 人	委託事業の場合には、委託先名を記入すること。
(2)除草		ha	
4 測量費		件	
5 旅費	回	延 人	
6 資金回収事務費(旅費)	回	延 人	
7 信託・出資検討会	回	延 人	
8 農地管理業務費 (保全検討会)	回	延 人	
9 印紙税		部	
10 連携強化活動費			地区数 地区
(1)連携強化活動手当		延 人	
(2)資料作成作業員		延 人	
(3)連携協議会開催費	回	延 人	
(4)連携調査旅費	回	延 人	

イ 農用地等売買貸借事業計画（又は実績）

(実施主体：)

		一般タイプ											
	賃貸借	担い手支援 (貸借)											
		一般タイプ											
	使用貸借	担い手支援 (貸借)											
		一般タイプ											
	未貸付	担い手支援 (貸借)											
		借入	担い手支援(貸借)										
		一般タイプ											
	継続貸付	担い手支援 (貸借)											
		一般タイプ											
	新規貸付	担い手支援(貸借)											
		一般タイプ											
	解約	担い手支援 (貸借)											
		一般タイプ											
	返還	担い手支援 (貸借)											
		一般タイプ											
		賃貸借	担い手支援 (貸借)										
		一般タイプ											
	保有量	使用貸借	担い手支援 (貸借)										
		一般タイプ											
		未貸付	担い手支援 (貸借)										

- (注) 1 担い手支援(売買)は、売買支援実施要綱第4の1の(2)の事業を、担い手支援(貸借)は、同要綱第4の1の(1)の事業を、総合支援事業とは、農地保有合理化総合支援事業実施要領(平成18年3月31日付け17経営第7464号農林水産事務次官依命通知)第4の1の(1)に規定する事業をいう。
- 2 前年度末保有量欄及び本年度末保有量欄の件数は買入件数によるものとし、また、価額欄には対応する土地等の買入価額を記入する。
- 3 交換の場合の譲受、譲渡は売買欄に〈〉書で、譲受=買入、譲渡=売渡として外数で記載すること。
- 4 売渡の価額欄は、下段には当該売渡土地の売渡価額を記載し、上段には、売渡価額に対応する土地等の買入価額を〔〕内に記載する。また、未墾地の売渡の面積欄は、下段には全売渡面積を記載し、上段にはそのうち未墾地のままで売渡した面積を〔〕内に記載する。
- なお、長期育成タイプのうち分割払い型については、代金を完済したものを売渡の欄に記入し、価額の欄は、下段は記入せず、上段に該当する買入価額を〔〕内に記載する。
- 5 貸借の欄には、一括前払いに年払いを含めて記載する(年払いについては価額の記載を要しない)。
- なお、一括前払いについての本年度分欄の借入価額欄は前払いをした金額を記載し、継続貸付、新規貸付の価額欄には当該年度の実際の賃借料収入額を記載し、前年度末保有量欄及び本年度末保有量欄の価額欄には、それぞれの区分に該当する土地に係る前払資金の借入残高を記載する。
- 6 解約とは、農地中間管理機構等と転借人、返還とは、地主と農地中間管理機構等との関係である。

7 農業用施設用地等には、混牧林利用地を含め、担い手支援（売買）、特別タイプ及び総合支援事業の農業用施設等には、当該施設と一体的に利用される装置を含む。

(2) 農地保有合理化機能強化事業費

統合推進員配置費

(単位：円)

日 数 ①	支払報酬額② (円/日)	交通費③ (円/回)	支払総額④ (①×(②+③))	県助成額 ④×1/2

(3) 農地保有合理化体制強化事業費

合理化関係事務職員費

(単位：円)

該当職員	助成対象額	内 容
計		

(4) 事業推進強化費（業務費）

区 分	件 数	員 数	備 考
		延 人	行先 ○○○ ○○○

3 経費の配分

区分	総事業費 (A)+(B)+ (C)+(D)+ (E)	補助事業に要する経費（又は補助事業に要した経費） (A)+(B)	負担区分					経費積算の基礎
			国庫補助金 (A)	都道府県費 (B)	市町村費 (C)	農地中間管理機構等費 (D)	その他 (E)	
1 農地売買支援事業費 (1) 機構業務費	円	円	円	円	円	円	円	円
2 農地保有合理化機能強化事業費								
3 農地保有合理化体制強化事業費								
4 事業推進強化費（業務費）								
合計								

(注) 備考欄には、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「減額した金額」を、同税額がない場合は「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。

4 事業完了予定年月日（又は完了年月日） 平成 年 月 日

5 収支予算（精算）

（1）収入の部

区分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備考
			増	減	
国庫補助金	円	円	円	円	
都道府県費					
農地中間管理機構等費					
その他の					
合計					

(2) 支出の部

区分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備考
			増	減	
1 農地売買支援事業費		円	円	円	
(1) 機構業務費					
2 農地保有合理化機能強化事業費					
3 農地保有合理化体制強化事業費					
4 事業推進強化費（業務費）					
合 計					

6 添付資料

補助金の交付に関する規程その他参考資料を添付すること。

別記様式第2号（第7関係）

番 号
年 月 日

島根県知事 殿

島根県農地中間管理機構の長
(○○市町村長)
(島根県農業委員会ネットワーク機構の長)
氏 名 印

平成 年度(○○○○)事業交付決定前着手届

平成 年 月 日付け 第 号で承認を受けた(○○○○)事業実施計画に基づく別紙の事業について、島根県農地集積・集約化対策事業費補助金交付要綱第7の規定に基づき、下記の条件を了承の上、交付決定前に着手したいのでお届けします。

※(○○○○)には、別表1から3までの区分の欄の該当する事業名を記載する。

記

1. 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担するものとする。
2. 交付金交付決定を受けた交付金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
3. 当該事業については、着手から交付決定を受けるまでの期間においては、計画変更はないこと。

事業の内容	区分	事業費 (千円)	着工予定 年月日	完了予定 年月日	理由

別記様式第3号（第8関係）

平成 年度農地集積・集約化対策事業費補助金（〇〇〇〇）※変更承認申請書

番 号
年 月 日

島根県知事 殿

島根県農地中間管理機構の長
(〇〇市町村長)
(島根県農業委員会ネットワーク機構の長)
氏 名 印

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知のあったこの事業について、島根県農地集積・集約化対策事業費補助金交付要綱第8の規定に基づき、下記のとおり計画を変更し[金 円の追加交付（減額承認）を受け]たいので、承認されたく申請する。

なお、その他については、申請書記載のとおりである。

記

- 1 変更の理由
- 2 変更計画の内容

（以下別記様式第1号の記に準じて作成すること。）

- （注） 1 表題括弧書きについては、別記様式第1号に準じて記載すること。
2 金額の変更のない場合は〔 〕の部分を除くこと。
3 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合にあっては、「変更承認申請書」を「事業中止（廃止）承認申請書」と、「変更」を「中止」又は「廃止」と置き換えること。
4 変更事項についてのみ作成し、変更に係る部分について変更前を括弧書きで上段に記載すること。
ただし、総括表（各様式に規定されている場合に限る。）、経費の配分及び収支予算については、
変更がないものについても記載するものとする。

別記様式第4号（第10第1項関係）

平成 年度農地集積・集約化対策事業費補助金（○○○○）※概算払請求書

番 号
年 月 日

島根県知事 殿

島根県農地中間管理機構の長
(○○市町村長)
(島根県農業委員会ネットワーク機構の長)
氏 名 印

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知のあったこの事業について、島根県農地集積・集約化対策事業費補助金交付要綱第10第1項の規定に基づき、概算払の請求をしたいので、下記により金 円を交付されたく請求する。

記

平成 年 月 日現在

区分	事業費	県補助金 (A)	既受領額 (B)		今回請求額 (C)		残額 (A)-(B+C)		事業完了予定期限 年月日	備考
			金額	出来高	金額	○月○日 迄予定出来高	金額	○月○日 迄予定出来高		
	円	円	円	%	円	%	円	%		
計										

- (注) 1 表題括弧書きについては、別記様式第1号に準じて記載すること。
 2 「区分」の欄には、別記様式第1号の記の3「経費の配分」の区分欄に記載された事項について記載すること。
 3 交付要綱第13ただし書の規定に基づき、本概算払請求書をもって、事業遂行状況報告書に代える場合は、「備考」欄に「遂行状況報告(第○・四半期末の進捗度)」について記載すること。

別記様式第5号（第12関係）

平成 年度農地集積・集約化対策事業費補助金（○○○○）※遂行状況報告書

番 号
年 月

島根県知事 殿

島根県農地中間管理機構の長
(○○市町村長)
(島根県農業委員会ネットワーク機構の長)
氏 名 印

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった事業について、島根県農地集積・集約化対策事業費補助金交付要綱第12の規定に基づき、下記のとおり事業遂行状況を報告する。

記

1 事業遂行状況（第 四半期末現在）

区分	計画事業費 A	出来高事業費 B	進捗度 B/A	残高事業費	摘要
	円	円	%	円	
合計					

2 事業開始年月日 年 月 日

3 事業完了予定年月日（又は完了年月日） 年 月 日

(注) 1 表題括弧書きについては、別記様式第1号に準じて記載すること。

2 「区分」の欄には、別記様式第1号の記の3「経費の配分」の区分欄に記載された項目について記載すること。

別記様式第6号（第13第1項関係）

平成 年度農地集積・集約化対策事業費補助金（○○○○）※実績報告書

番 号
年 月

島根県知事 殿

島根県農地中間管理機構の長
(○○市町村長)
(島根県農業委員会ネットワーク機構の長)
氏 名 印

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知のあったこの事業について、下記のとおり事業を実施したので、島根県農地集積・集約化対策事業費補助金交付要綱第13第1項の規定により、その実績を報告する。

(なお、併せて金 円を精算払によって交付されたく請求する。)

記

- (注) 1 表題括弧書きについては、別記様式第1号に準じて記載すること。
2 記の記載事項は、別記様式第1号の記の記載要領に準ずる。
3 添付書類については、各事項の根拠となる支払経費の内訳を記載した資料又は帳簿の写しを添付すること。

別記様式第7号（第13第3項関係）

平成 年度農地集積・集約化対策事業費補助金（〇〇〇〇）仕入れに係る消費税等相当額報告書

番 号
年 月 日

島根県知事 殿

島根県農地中間管理機構の長
(〇〇市町村長)
(島根県農業委員会ネットワーク機構の長)
氏 名 印

平成 年 月 日付け 第 号により交付決定通知があつたこの事業について、島根県農地集積・
集約化対策事業費補助金交付要綱第13第3項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

(注) 表題括弧書きについては、別記様式第1号に準じて記載すること。

記

1 適正化法第15条の補助金の額の確定額	金	円
(平成 年 月 日付け 第 号による額の確定通知額)		
2 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額	金	円
3 消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額	金	円
4 補助金返還相当額（3－2）	金	円

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。

- ・消費税確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）
- ・付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- ・3の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること）
- ・補助事業者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

5 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合、その状況を記載

[]

(注) 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定期も記載すること。

6 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合、その理由を記載

[]

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。

- ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の收受印等のあるもの）
- ・補助事業者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

別記様式第9号（第15関係）

契約に係る指名停止等に関する申立書

年　月　日

〔補助事業者〕 殿

所 在 地

商号又は名称

代 表 者

印

当社は、貴殿発注の〇〇契約の競争参加に当たって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関から〇〇契約に係る指名停止の措置等を受けていないことを申し立てます。

また、この申立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなつても、異議は一切申し立てません。

(注1) 〇〇には、「工事契約」、「物品、役務」のいずれかを記載すること。

(注2) この申立書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分部局並びに農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センターをいう。

ただし、北海道にあっては国土交通省北海道開発局、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局を含む。

(注3) 「指名停止の措置等」の「等」は、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた者であつて、その命令の同一事案において他者が農林水産省の機関から履行地域における指名停止措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令をいう。

なお、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な期間を経過した場合は、この限りでない。